○上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間等の特例に関する規程

令和５年４月１日訓令第７号

上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間等の特例に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、職員の労働時間を短縮し、職員の健康維持を図るため、上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（令和５年上尾伊奈資源循環組合訓令第６号）第１条第１項に規定する職員が各種団体との交渉、公共工事等の事業の説明会その他の業務で住民の都合等によりそれを行う時間が決定されるもの（以下「他律的業務」という。）に従事する場合等の勤務時間及び休憩時間（以下「勤務時間等」という。）を定めるものとする。

（他律的業務に従事する場合等の勤務時間等）

第２条　所属長（上尾伊奈資源循環組合職員服務規程（令和５年上尾伊奈資源循環組合訓令第９号）第２条に規定する所属長をいう。以下同じ。）は、所属の職員が他律的業務に従事する場合は、当該職員からの申出により、勤務時間等を次の表のＡ組、Ｂ組又はＣ組に定める勤務時間等に変更することができる。

組	勤務時間	休憩時間
Ａ組	午前１０時３０分から午後零時まで及び午後１時から午後７時１５分まで	午後零時から午後１時まで
Ｂ組	午後零時３０分から午後５時１５分まで及び午後６時１５分から午後９時１５分まで	午後５時１５分から午後６時１５分まで
Ｃ組	午前７時３０分から午後零時まで及び午後１時から午後４時１５分まで	午後零時から午後１時まで

２　前項の規定による勤務時間等の変更は、勤務時間等の変更の対象となる日の２週間前までに行わなければならない。

３　第１項に規定する場合のほか、所属長は、所属の職員が２日以上にわたる時間外勤務によりおおむね午後１１時以後に退庁することとなった場合は、当該職員からの申出により、その職員の翌日の勤務時間等を第１項の

表のＡ組の勤務時間等に変更することができる。

（勤務時間等の変更の申出の方法）

第３条　前条第１項又は第３項の規定による勤務時間等の変更についての当該職員からの申出は、勤務時間等割振変更簿（別記様式）を所属長に提出することにより行うものとする。

（勤務整理簿による整理の方法）

第４条　第２条第１項又は第３項の規定による勤務時間等の変更を行った場合において、当該勤務状況についての上尾伊奈資源循環組合職員服務規程第７条第１項の勤務整理簿による整理は、第２条第１項のＡ組に変更した場合にあっては「Ａ組」の符号を、同項のＢ組に変更した場合にあっては「Ｂ組」の符号を、同項のＣ組に変更した場合にあっては「Ｃ組」の符号を用いて行うものとする。

（その他）

第５条　この規程の施行に関し必要な事項は、局長が定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

別記様式（第３条関係）

勤務時間等割振変更簿

所属名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

変更する勤務日	変更後の勤務時間等の組	割振変更を必要とする事由	所属長印	他律的業務の内容
月　　日				
月　　日				
月　　日				
月　　日				
月　　日				
月　　日				
月　　日				
月　　日				
月　　日				
月　　日				
月　　日				
月　　日				
月　　日				
月　　日				
月　　日				
月　　日				
月　　日				
月　　日				